保険料の滞納が続いた場合の給付制限

1年以上滞納すると

①保険料を1年以上滞納すると「支払方法の変更」が行われ、介護保険サービスの利用にかかった費用を一旦全額支払わなければなりません。

【例】1割負担の方が10万円の介護保険サービスを利用する場合

通常の支払方法

利用者負担（1割から3割）　保険給付（9割から7割）

サービス利用時の事業者への支払いは1万円です。

支払方法の変更が行われると

利用者負担10割（一旦全額支払わなければなりません）

サービス利用時、事業者へは一旦10万円を支払うことになります。

利用者負担（1割から3割）　申請により保険給付（9割から7割）が支給されます

申請により、保険給付分の9万円が支給されます。

1年6か月以上滞納すると

②保険料を1年6か月以上滞納すると「保険給付の一時差止」が行われ、さらに「差止が行われた保険給付額から滞納保険料の控除」が行われます。

【例】1割負担の方が10万円の介護保険サービスを利用する場合

利用者負担10割（一旦全額支払わなければなりません）

サービス利用時、事業者へは一旦10万円を支払います。

保険給付の一時差止と滞納保険料の控除

利用者負担（1割から3割）　保険給付（9割から7割）は一時差止となり、支給されません。

保険給付額の9万円は、滞納保険料を納めるまで一時支給が差止められます。

利用者負担（1割から3割）　保険給付額から滞納保険料を控除します。　滞納保険料控除後の残額が支給されます。

差止後もなお滞納が続く場合には、差止となっている保険給付額の9万円から滞納保険料が差し引かれます。

2年以上滞納すると

③保険料を2年以上滞納すると、時効により納付できなくなります。
時効になった未納期間がある場合には、その期間に応じて、一定期間の保険給付が減額され、利用者負担割合が変更されます。
また、高額介護（介護予防）サービス費・高額医療合算介護（介護予防）サービス費・特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

【例】1割負担の方が10万円の介護保険サービスを利用する場合

通常の負担割合

利用者負担（1割から3割）　保険給付（9割から7割）

サービス利用時の事業者への支払いは1万円です。

保険給付額が減額されると

（1割または2割負担の方）利用者負担3割　保険給付7割

または

（3割負担の方）利用者負担4割　保険給付6割

負担割合が3割に変更されるため、サービス利用時の事業者への支払いは3万円になります。

※1：災害で著しい損害を受けたり、失業や長期入院などにより収入が著しく減少した場合など、特別な事情がある時は、給付制限は行いません。
また、支払方法の変更が行われた場合でも、滞納保険料を完納するかまたは滞納額が著しく減少した場合は解除されます。
※2：総合事業のサービス（13ページ参照）については、給付制限は適用されません。